東京「日の丸・君が代」処分取り消し訴訟　第４次提訴にあたっての声明

**―　心の通い合う教育現場の再生を求めてー**

　今年も卒業式の季節になりました。本日、私たち14名の原告は、東京都並びに都教育委員会（都教委）を被告として、処分の取消と損害賠償を求めて東京地方裁判所に提訴しました。

　私たちは、2003年10月23日に出された通達（「10・23通達」）に基づく職務命令に違反したとして処分を受けました。この通達は、教職員に対して職務命令を出し、「日の丸」に正対起立して「君が代」を斉唱させること、音楽教員にピアノを伴奏させることを校長に命じたものです。今回の提訴は、東京「日の丸・君が代」処分取消訴訟としては第4次提訴となります（第1次提訴2007年2月：原告173名、第2次提訴2007年9月：原告67名、第3次提訴2010年3月：原告50名）。

原告は、経済的損害に加え、筆舌に尽くしがたい精神的苦痛を被りながらも、粘り強く裁判を闘ってきました。その結果、2012年1月、第1次提訴に関して、最高裁の判決が出され、2013年9月には第2次提訴の最高裁判決が出されました。両判決とも、不充分ながら「職務命令が思想良心の自由への間接的制約になる」ことを認め、都教委の「累積加重システム」を断罪、減給以上の処分をすべて取り消しました。戒告については、残念ながら違法とまでの判決は出ませんでしたが、反対意見や補足意見が多く出されました。2012年判決では「自由で闊達な教育が実践されていくことが切に望まれるところであり、全ての関係者によってそのための具体的な方策と努力が真摯かつ速やかに尽くされる必要がある」（櫻井龍子裁判官）、2013年判決では「謙抑的な対応が教育現場における状況の改善に資するものというべきである」（鬼丸かおる裁判長）と述べられ、都教委に対し、反省・見直しを求める補足意見が相次ぎました。

それ以降、都教委は最高裁判決に沿った対応をするどころか、全く逆の対応を進めています。被処分者・該当者が求める話し合いには一切応ぜず、処分を取り消された方々への謝罪・名誉回復は全く行わない、さらにはあろうことか再処分を強行する、再発防止研修を異常なまでに強化する、一方現場では、批判を許さない体制を作り上げていく等々、反省のかけらも見られません。

また、この数年間で、都職員の昇給と勤勉手当に関する規則が２度にわたって改訂され、懲戒処分による経済的損失が大幅に強化されました。現在の戒告処分の方が、以前の減給処分より経済的損失が大きくなっているという状況が生まれていることも指摘しなければなりません。

「10・23通達」に起因する懲戒処分を受けた教職員は、延べ457名という膨大な数になりました。この数字は、東京の教育行政の異常さを雄弁に物語っています。

「10・23通達」からすでに10年余の歳月が流れました。この10年もの間、通達によって現場に大きな混乱がもたらされ、都教委による異常ともいえる「専制支配」がすすみました。今、現場の管理職は、都教委の顔色をうかがうだけで教職員の声に耳を貸さず、その結果、「何を言ってもムダ」という雰囲気が蔓延しています。通達以来の都教委のやり方は、学校の命である自由闊達な教育実践を大きく阻害してきました。その最大の被害者は生徒たちです。可能性に満ちた生徒たちを、これ以上都教委の横暴と強制の下に置くことは許されません。

私たちは、都教委の10年余の「暴走」を告発し、25名の処分取り消しを勝ち取った力で原告全員の処分を撤回させるため、本日第4次訴訟を提訴しました。教職員や生徒らの「思想・良心の自由」を守り、自由で民主的な教育をよみがえらせるために、教職員・生徒・保護者・市民と手を携えて、「日の丸・君が代」強制に反対し、すべての処分を撤回させるまで闘い抜く決意です。ご理解とご支援を心から訴えるものです。

2014年3月17日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団

共同代表　　岩木　俊一　　星野　直之

【連絡先】被処分者の会事務局　近藤　徹